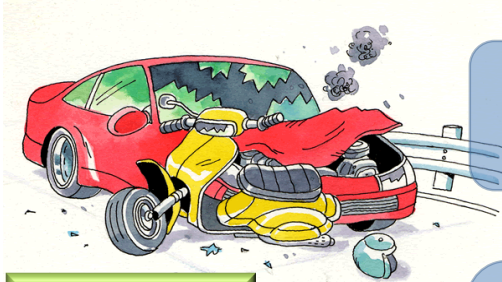


交通事故など第三者の行為でケガをしたときは...

「被害届」の提出が義務づけられています！



交通事故によるケガでは、保険を使えないと聞きましたが...？

第三者行為って、なに？

- 交通事故にあった
- 傷害事件に巻き込まれた
- 他人の飼犬にかまれた
など、原則として相手方が費用を負担すべきものです。

交通事故などの第三者行為でケガをしたときも、国保に被害届けなど必要な書類を届け出すことによって、国保の保険証を使って受診することができます。(ただし、労災の適用になる場合は除きます)

国保の保険証を使う場合は...

加入者の皆さま

- ① 国保の保険証を医療機関の窓口で提示し、治療は健康保険を使用すること、第三者の行為によるケガであることを伝えてください。
- ② 被害届など、必要書類を記入のうえ、下記窓口へ届け出てください。
※注 必要書類の詳細については、滝川市国保窓口までお問い合わせください。

※注: 無免許運転、飲酒運転など、ご本人の「著しい不行跡」によって事故を起こしたときは、給付を受けられない場合があります。

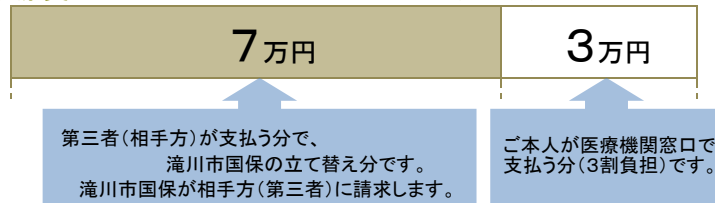


滝川市の国保

- ① 国保でかかった治療費は、滝川市国保が第三者(相手方)や第三者が加入する保険会社へ請求し、返還してもらうことになります。
(もともと第三者が支払うべき医療費を滝川市国保が一時的に立て替えたことになるため。)



例: 治療費が10万円かかったとしたら... (3割負担の場合)



- 相手方との示談の内容によっては、被保険者が負担しなければならない場合があります。示談などを使用するときには、事前に滝川市国保への連絡をお願いします。
- 同乗していた場合など、家族との間の傷病であっても届出が必要になります。
- ご自身の過失が大きい場合でも、届出は必要です。

詳しくは滝川市国民健康保険窓口まで

TEL (0125) 28-8016
滝川市役所市民生活部
保険医療課国保年金係